

平成二十九年五月十九日受領
答弁第三〇一号

内閣衆質一九三第三〇一号

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の私的活動に対する夫人付職員の同行に際し、旅行命令や超過勤務命令が適切に行われるようになったか否かに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣総理大臣夫人の私的活動に対する夫人付職員同行に際し、

旅行命令や超過勤務命令が適切に行われるようになったか否かに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

安倍内閣総理大臣の夫人（以下「安倍総理夫人」という。）による内閣総理大臣の公務の遂行を補助することを支援する職員が、平成二十九年四月二十四日及び同月二十五日に、安倍総理夫人に同行して名古屋市に行った事実はない。